発見した鯨（頭数及び群数）	
	にたり
	ミンク
	まつこう
	その他（具体的に）
しろながす	
ながす	
ざとう	
せみ	
いわし	
署名	

（注）　捕鯨船への報告時刻とは、捕鯨船が群れの位置を知らされ、追尾のためその位置に向かって移動を開始する時刻をいう。

表2

群に関する報告	
船団又は鯨体処理場が、追尾したまつこう鯨の各群について作成する。各日について個別の用紙を使用する。	
船団名又は鯨体処理場名	
日付	母船の正午の位置
群の発見時刻	
群を構成する鯨の総頭数	
群の中において捕獲可能な鯨の頭数	

各捕鯨船により群から捕獲された鯨の頭数			
捕鯨船名			
捕鯨船名			
捕鯨船名			
捕鯨船名			
群からの総捕獲頭数			
備考			

注釈

A　追尾された各群について追尾に参加した各捕鯨船が捕獲した鯨の頭数を一の欄に記入する。捕鯨船が群を追尾したが捕獲していない場合には、0を記入し、船団中で当該群を追尾していない捕鯨船については、×を記入する。

B　この用紙において群とは、一頭の鯨の取扱いを終了した捕鯨船が、探鯨せずに、直ちに他の鯨の追尾を開始することができるほど十分に密集している鯨の集団をいう。群居していない鯨は、一頭の群として記入する。

C　捕獲可能な鯨とは、捕鯨船が可能なときは捕獲するであろう大きさ又は種類の鯨をいい、捕獲が認められる大きさ以上の全ての鯨を必ずしも含むものではない。例えば、捕鯨船が大型の鯨に集中している場合には、そのような大型の鯨のみを捕獲可能として数える。

D　同一の群に関して操業している他の船団又は企業の捕鯨船に係る情報は、備考に記録する。

文部科学大臣　下村　博文

○文部科学省告示第二十二号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月一日

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
赤い服を着た若い男の肖像	J・ポール・ゲッティ美術館（館長　ティモシー・ポット）	平成二十五年三月一日	平成二十五年七月二日まで	独立行政法人国立美術館 理事長　青柳　正規 東京都千代田区北の丸公園三番一号	国立西洋美術館 東京都台東区上野公園七番七号 平成二十五年三月二日から同年六月二日まで

○国土交通省告示第百六十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	九州縦貫自動車道鹿児島線
供用開始の区間	熊本県八代郡氷川町早尾字山口一〇二四番
供用開始の期日	平成二十五年三月四日〇時

○国土交通省告示第百六十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺二五七四番二から同市守山区大字下志段味字西島二四一二番一まで	前	最大　一七五（メートル） 最小　五五（メートル）	三〇一（メートル）
	後	最大　二三〇 最小　五五	

○国土交通省告示第百六十三号

松本空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　長野県　長野県長野市大字南長野字幅下六九二番地の二

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　松本空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　松本空港内及びその周辺　長野県松本市